

## 第二十八回 参議院農林水産委員会会議録

## 農林水産委員会会議録第十五号

昭和三十三年三月十一日（火曜日）午前十時四十分開会

出席者は左の通り。

委員長 理事 委員

重政 腹徳君

柴田 栄君

藤野 繁雄君

清澤 後英君

上林 恵次君

秋山後一郎君

雨森 常夫君

佐藤清一郎君

闇根 久藏君

田中 伸原君

田中 善一君

大河原 一次君

河合 義一君

梶原 茂嘉君

千田 正二君

萬八君

政府委員

農林省農地局長

安田善一郎君

永野 正二君

須賀 賢二君

事務局側

常任委員会専門委員

安樂城敏男君

説明員

農林省農林経済課  
第二部長 松岡 亮君

○開拓融資保証法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○開拓者資金融通法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○農林水産政策に関する調査の件（内閣提出、衆議院送付、予備審査）

芸振興に関する件

○委員長（重政庸徳君）たゞいまから前回に引き続いて、開拓融資保証法の一部を改正する法律案及び開拓者資金融通法の一部を改正する法律案（いずれも内閣提出、衆議院送付）を、一括して議題にいたします。

農林水産委員会を開きます。

ありの方は、御質疑を願います。

○清澤俊英君

安田さんにお伺いしま

すが、今度の新たにできました土地利

用調査制度、これについてかりに各地

から新しい総合開発というようなも

のです。ということは、大体非常な山

間部などで金をかけた開墾をやりまし

ても、それが場合によりますと、県の

委託の開墾などになりますれば、相当

ます、質疑を繰けます。御質疑のお

かたの方は、御質疑を願います。

○清澤俊英君

安田さんにお伺いしま

すが、今度の新たにできました土地利

用調査制度、これについてかりに各地

から新しい総合開発といふのを考

えていたいと思いますと、そういう場合

がでて参りますと、そういう場合

の程度に考えてやられるのかといふ

ことです。ということは、大体非常な山

間部などで金をかけた開墾をやりまし

ても、それが場合によりますと、県の

委託の開墾などになりますれば、相当

ます、質疑を繰けます。御質疑のお

かたの方は、御質疑を願います。

○清澤俊英君

安田さんにお伺いしま

すが、今度の新たにできました土地利

用調査制度、これについてかりに各地

から新しい総合開発といふのを考

えていたいと思いますと、そういう場合

がでて参りますと、そういう場合

の程度に考えてやられるのかといふ

ことです。ということは、大体非常な山

間部などで金をかけた開墾をやりまし

ても、それが場合によりますと、県の

委託の開墾などになりますれば、相当

ます、質疑を繰けます。御質疑のお

かたの方は、御質疑を願います。

○清澤俊英君

安田さんにお伺いしま

すが、今度の新たにできました土地利

用調査制度、これについてかりに各地

から新しい総合開発といふのを考

えていたいと思いますと、そういう場合

がでて参りますと、そういう場合

の程度に考えてやられるのかといふ

ことです。ということは、大体非常な山

間部などで金をかけた開墾をやりまし

ても、それが場合によりますと、県の

委託の開墾などになりますれば、相当

ます、質疑を繰けます。御質疑のお

かたの方は、御質疑を願います。

○清澤俊英君

安田さんにお伺いしま

すが、今度の新たにできました土地利

用調査制度、これについてかりに各地

から新しい総合開発といふのを考

えていたいと思いますと、そういう場合

がでて参りますと、そういう場合

の程度に考えてやられるのかといふ

ことです。ということは、大体非常な山

間部などで金をかけた開墾をやりまし

ても、それが場合によりますと、県の

委託の開墾などになりますれば、相当

ます、質疑を繰けます。御質疑のお

かたの方は、御質疑を願います。

○清澤俊英君

安田さんにお伺いしま

すが、今度の新たにできました土地利

用調査制度、これについてかりに各地

から新しい総合開発といふのを考

えていたいと思いますと、そういう場合

がでて参りますと、そういう場合

の程度に考えてやられるのかといふ

ことです。ということは、大体非常な山

間部などで金をかけた開墾をやりまし

ても、それが場合によりますと、県の

委託の開墾などになりますれば、相当

ます、質疑を繰けます。御質疑のお

かたの方は、御質疑を願います。

○清澤俊英君

安田さんにお伺いしま

すが、今度の新たにできました土地利

用調査制度、これについてかりに各地

から新しい総合開発といふのを考

えていたいと思いますと、そういう場合

がでて参りますと、そういう場合

の程度に考えてやられるのかといふ

ことです。ということは、大体非常な山

間部などで金をかけた開墾をやりまし

ても、それが場合によりますと、県の

委託の開墾などになりますれば、相当

ます、質疑を繰けます。御質疑のお

かたの方は、御質疑を願います。

○清澤俊英君

安田さんにお伺いしま

すが、今度の新たにできました土地利

用調査制度、これについてかりに各地

から新しい総合開発といふのを考

えていたいと思いますと、そういう場合

がでて参りますと、そういう場合

の程度に考えてやられるのかといふ

ことです。ということは、大体非常な山

間部などで金をかけた開墾をやりまし

ても、それが場合によりますと、県の

委託の開墾などになりますれば、相当

ます、質疑を繰けます。御質疑のお

かたの方は、御質疑を願います。

○清澤俊英君

安田さんにお伺いしま

すが、今度の新たにできました土地利

用調査制度、これについてかりに各地

から新しい総合開発といふのを考

えていたいと思いますと、そういう場合

がでて参りますと、そういう場合

の程度に考えてやられるのかといふ

ことです。ということは、大体非常な山

間部などで金をかけた開墾をやりまし

ても、それが場合によりますと、県の

委託の開墾などになりますれば、相当

ます、質疑を繰けます。御質疑のお

かたの方は、御質疑を願います。

○清澤俊英君

安田さんにお伺いしま

すが、今度の新たにできました土地利

用調査制度、これについてかりに各地

から新しい総合開発といふのを考

えていたいと思いますと、そういう場合

がでて参りますと、そういう場合

の程度に考えてやられるのかといふ

ことです。ということは、大体非常な山

間部などで金をかけた開墾をやりまし

ても、それが場合によりますと、県の

委託の開墾などになりますれば、相当

ます、質疑を繰けます。御質疑のお

かたの方は、御質疑を願います。

○清澤俊英君

安田さんにお伺いしま

すが、今度の新たにできました土地利

用調査制度、これについてかりに各地

から新しい総合開発といふのを考

えていたいと思いますと、そういう場合

がでて参りますと、そういう場合

の程度に考えてやられるのかといふ

ことです。ということは、大体非常な山

間部などで金をかけた開墾をやりまし

ても、それが場合によりますと、県の

委託の開墾などになりますれば、相当

ます、質疑を繰けます。御質疑のお

かたの方は、御質疑を願います。

○清澤俊英君

安田さんにお伺いしま

すが、今度の新たにできました土地利

用調査制度、これについてかりに各地

から新しい総合開発といふのを考

えていたいと思いますと、そういう場合

がでて参りますと、そういう場合

の程度に考えてやられるのかといふ

ことです。ということは、大体非常な山

間部などで金をかけた開墾をやりまし

ても、それが場合によりますと、県の

委託の開墾などになりますれば、相当

ます、質疑を繰けます。御質疑のお

かたの方は、御質疑を願います。

○清澤俊英君

安田さんにお伺いしま

すが、今度の新たにできました土地利

用調査制度、これについてかりに各地

から新しい総合開発といふのを考

えていたいと思いますと、そういう場合

がでて参りますと、そういう場合

の程度に考えてやられるのかといふ

ことです。ということは、大体非常な山

間部などで金をかけた開墾をやりまし

ても、それが場合によりますと、県の

委託の開墾などになりますれば、相当

ます、質疑を繰けます。御質疑のお

かたの方は、御質疑を願います。

○清澤俊英君

安田さんにお伺いしま

すが、今度の新たにできました土地利

用調査制度、これについてかりに各地

から新しい総合開発といふのを考

えていたいと思いますと、そういう場合

がでて参りますと、そういう場合

の程度に考えてやられるのかといふ

ことです。ということは、大体非常な山

間部などで金をかけた開墾をやりまし

ても、それが場合によりますと、県の

委託の開墾などになりますれば、相当

ます、質疑を繰けます。御質疑のお

かたの方は、御質疑を願います。

○清澤俊英君

安田さんにお伺いしま

すが、今度の新たにできました土地利

用調査制度、これについてかりに各地

から新しい総合開発といふのを考

えていたいと思いますと、そういう場合

がでて参りますと、そういう場合

の程度に考えてやられるのかといふ

ことです。ということは、大体非常な山

間部などで金をかけた開墾をやりまし

ても、それが場合によりますと、県の

作り出そう。そうして今御説明のよ  
うなものを、逐次やっていくと言われる  
が、その調査自身は、農林省が直接聞  
き与してやられるのか、町村にやらしめ

○政府委員(安田善一郎君) この問題の出発は、私どもは地元壇反の新たな補助と、大きな開拓地の開発以外の開

方、開拓、開発につきましては、国費の負担等を大きく持つことの原則を変えるないようにしたいと思っております。それで、その意味で計画を立てること、その前に調査をいたしますことは、国でやっていただきたいと思っております。将来補助事業として適当でないのではないかということも、市町村単位でござりまするから、生ずることがあるかと思いますが、出発に当りましては、そういうようにいたしたいと思っております。

は、それをやつております場合に、國が徹底的に調査して、そうして町村が立てた計画がもし合理性がなかつたならば、こうしたらいんじないか、これぐらいまでに言う調査制度であるのかどうかということが重要性になつてゐる、それをお伺いしているのです。

○政府委員(安田善一郎君)　この市町村土地改良開発計画というのは、市町村が具体的に開発、改良事業を計画してもらうことを書つておるのでありますと、一町村に二十万円の委託費を出しておりました。開発農村にして、これを前年度にありましたものでいいますと、一町村に二十万円の委託費を充てるものでございますが、去年の制度を変えたのであります。調査としては、その計画の以前に基本調査をしては、

するのでありますので、前年度からの沿革なり比較を申し上げますと、適地調査に当るもの、あるいは開拓者の基本調査に当る部分でございますので、その調査といたしましては、國が力を専ら尽して、直轄でなければ、せいぜい県の代行調査によりたいと思つておるわけであります。

か、こういうことなんですね。  
○政府委員(安田善一郎君) 先ほどの市町村の産業開発、土地利用開発の問題は、自治体が自分で経費を持たれることもあること、当然あると思ひます。が、しかし、今般の農地局におきましては、市町村別計画を立てて、追って専門の日本全体の的確な、市町村全体に對する範囲に行き渡らせようと思つております。この計画のその前段となる調査としては、市町村別計画を立てて、専門でも特殊調査というものが取つてあります。すが、特殊調査というのは市町村、あるいはもつとその下の共同調査、県、都道府県、こういうところの調査で、経費が多くかかり、また技術が十分でなくて、國も直接に援助して坪刈り調査をして、より基礎的な調査をしようと、こうしているものであります。また、本年度は特殊調査という以外に深層地下水の調査も二ヵ所数百万円をもつてやるのであります。が、二ヵ所数百万円を廻しました特殊調査と、水田の水発しようとしておりますが、水田の水発し、ならず、畠地改良、畠地振興、開墾事業の振興、新しい増地地の土地改良と並んだ土地利用、こうう面につきまして、まあ、不十分であります。が、その澤先生のおっしゃるところを、逐次頑張りを追つてお説のようにやっていく用意ををしているわけであります。

上しておりますが、これは土地の、農林漁業、特に農林畜産両様の総合利用の見地からいたしまして、まあ、いわばグレンツと申しますか、土地の利用上の境の所を、農耕用に使うか、より多く草地に使うか農家畜産と交え、また、区別をつけて林業に使うか等、土地分類の総合的な調査をして、そこに基準を作ろうとしているものが別にござりますが、大々的にこれも五年前後のこところで全国調査をやりたる希望を持っておりましたが、初年度としまして、そこまでいかない案が出て、いるはずでござります。これは農耕用、牧業用といふようなふうに、もう明らかに使つても差しつかえない農地局で、例えば、従来開拓地を認定し、計画をしてる際に、適地調査をする基準で当然わかるということ以外の、団目のあたりを、どちらの方へどういうふうに利潤を算出するための基準を作るための調査でありますから、その部面の利用のためにいかばかり、その結果は非常に専門家を要しますので、農林省の出先機関も含めた各局の知能と経験を使いまして、府県、民間の有識者、また大学等の学者等をして、これは非常に専門家を要しますので、農林省の出先機関も含めた各局の知能と経験を使いまして、府県、民間の有識者、また大学等の学者等をして、これを上げてみたいと思いまます。これが、この開拓農の中に最も重大なることは二つあると私は思つておる。経済の改善と、それから建設工事の完備です。つまり、二つの問題が大きな柱だとしておるという二つの問題が大きな柱だとしてあります。

思うのであります。そこで、前年の国  
会で振興法等が可決されておりますの  
で、これによりまして、経営の改善に  
ついては相当の将来見るべきものがあ  
るであろうというふうに期待をいたし  
てみるのであります。この問題につき  
ましては、すでに前の委員会で千田委  
員であつたかと思ひますが、建設工事  
の問題について御質問があつたと感う  
のであります。とともに当初開拓地  
に入りました開拓民は、無計画のまま  
その土地に入って行つて、それが不振  
の原因になつておられます。そこで、そ  
の原因になつておられますところの基  
礎条件の不備なまゝ、現在まだ続い  
ている。そこで、これは相当の調査を  
されておられるであろうと思ひます  
が、三十三年度の予算には、ほとんど  
これらに対する予算を見ないのであり  
ます。若干のものはありますが、将来  
この付帯すべき建設工事というものの  
進捗について、いかなる抱負を持つて  
おられるか、また当然なさなければな  
ります。

そこでもう一つ、私は私の意見を申

し上げておきたいと思うのであります  
が、およそこの農林省内の機構等を見  
ましても、それぞれの部局に分れてお  
りまして、これがたとえば建設工事  
事事業というものを推進遂行していか  
なければならぬ問題がたくさんあると  
思ひのであります。これらの部局が  
跋行的な立場でこれを処理し、指導運  
営されるところに、一つの欠陥がある  
のではなかろうかと私は思ひます。

○政府委員(安田善一郎君) 非常に示  
唆を多く受けます御意見をうついただき  
たわけでございますが、第一の点でござ  
いますが、御承知のように、從来開  
拓建設工事、相当量をやつております  
たけれども、進捗度が非常におそいの  
でございまして、三十二年度で申しま  
すれば開拓建設工事四十四億の予算  
を、採択しております事業に比較い  
たしますすると、八、九年にな  
るつもりであります。これが将来に發  
展を期待しておるのであります。しか  
し、この問題はあとにしまして、從来  
の採択した地区における開拓建設工事  
が遺憾ながら少し減つておりますが、  
それとも、相変つたことを考へてわ  
たしますするというと、八、九年にな  
たして、新規事業は三十二年度と三十  
三年度を同様くらいに、同数に見てお  
るのでございまして、その結果とし  
て、工事は進捗しますが、予算はある  
程度減つてゐるのでござります。な  
お、この継続事業における事業の進捗  
は、開拓の根本が、どうしても開拓建  
設工事であるので、それの早期完了  
と、一応打ち切りになつても、開拓管  
理制度を、振興法の精神に基いて新たに  
統して、十割補助で進めて行くとい  
うな、将来大きく飛躍することを考  
えてみると申し上げますと、採択した工  
事について申し上げますと、採択した工  
事の省内全体の予算の関係もありま  
すが、何年と申しましたことは、新規事業の  
採択を必ずしも從来よりたくさん取る

ことでなしに、從来程度に取ることに  
いたしましてのこととござります。予  
算もそうなつてあります。それは、い  
まかろうか、こういうふうに私は考  
えるのであります。局長は、どうお  
せえになりますか。

○政府委員(安田善一郎君) 非常に示  
唆を多く受けます御意見をうついただき  
たわけでございますが、第一の点でござ  
いますが、御承知のように、從来開  
拓建設工事、相当量をやつております  
たけれども、進捗度が非常におそいの  
でございまして、三十二年度で申しま  
すれば開拓建設工事四十四億の予算  
を、採択しております事業に比較い  
たしますするというと、八、九年にな  
るつもりであります。これが将来に發  
展を期待しておるのであります。しか  
し、この問題はあとにしまして、從来  
の採択した地区における開拓建設工事  
が遺憾ながら少し減つておりますが、  
それとも、相変つたことを考へてわ  
たしますするというと、八、九年にな  
たして、新規事業は三十二年度と三十  
三年度を同様くらいに、同数に見てお  
るのでございまして、その結果とし  
て、工事は進捗しますが、予算はある  
程度減つてゐるのでござります。な  
お、この継続事業における事業の進捗  
は、開拓の根本が、どうしても開拓建  
設工事であるので、それの早期完了  
と、一応打ち切りになつても、開拓管  
理制度を、振興法の精神に基いて新たに  
統して、十割補助で進めて行くとい  
うな、将来大きく飛躍することを考  
えてみると申し上げましたのは、從来  
の適地調査の各要件に経済立地も加え  
まして、相当大規模な開拓を、機械化  
を中心にして開拓する分と、從来の農  
村の中における地元増反を加えて、小  
規模の市町村別土地改良開拓計画で増  
反補助をしていく制度と、二つに大胆  
に分けて、その中間は清澤先生から御  
指摘もございました中間的な市町村計  
画に基く開拓の三本立て、ほんとうは二  
本立て、間に中間を持つということを  
ございますが、そういうことで考へて  
おります。従つて、新しいやり方が大

规模開発と地元増反との両方にわたる  
ことで、新規の開拓建設計画及びその事  
業としては、若干の縮小を三十二年度  
に、予算的措置をとることにいたして  
おりまして、國管直轄事業の開拓建設  
事業としては、四地区的完了を三十二  
年度に見ることにいたしております。  
百三十八地区的代行建設工事の完了  
を、同様に三十二年度に見ることにい  
たして、新規事業は三十二年度と三十  
三年度を同様くらいに、同数に見てお  
るのでございまして、その結果とし  
て、工事は進捗しますが、予算はある  
程度減つてゐるのでござります。な  
お、この継続事業における事業の進捗  
は、開拓の根本が、どうしても開拓建  
設工事であるので、それの早期完了  
と、一応打ち切りになつても、開拓管  
理制度を、振興法の精神に基いて新たに  
統して、十割補助で進めて行くとい  
うな、将来大きく飛躍することを考  
えてみると申し上げましたのは、從来  
の適地調査の各要件に経済立地も加え  
まして、相当大規模な開拓を、機械化  
を中心にして開拓する分と、從来の農  
村の中における地元増反を加えて、小  
規模の市町村別土地改良開拓計画で増  
反補助をしていく制度と、二つに大胆  
に分けて、その中間は清澤先生から御  
指摘もございました中間的な市町村計  
画に基く開拓の三本立て、ほんとうは二  
本立て、間に中間を持つということを  
ございますが、そういうことで考へて  
おります。従つて、新しいやり方が大

部というものを立てなければ、非常に政策的であり、ことに振興法が制定されて、當農振興に対しまする基本的な条件の上に立つて振興計画が進められて、當農振興に対しまする基本的な条件の上に立つて振興計画が進められていきます場合に、建設工事その他がおくれてくる、こういうふうに見てくるのであります。ことに予算面においても非常に乏しい予算であり、ことに新規計画に対しましては予算のあり方が、あまりにも不十分であると私は思ふ。これは國の経済等も関係がございましょうが、総合的な立場で運営をするといふうふうに、一そな御努力を願いたい、かように存じます。

もう一点。今度の開拓資金の融通をする、それから融資の保証をするといふ二法案が本日提案されているのであります。

これがまことにけつこうなことでございますが、それは予算案を見ます

の、特にこの償還過大、償還金を非常に過大に見積っているのではないか

りますが、これはまことにけつこうな

ことでございますが、ただ、資金運用

に過大に見積っているのではないか

ります。これを差し引きます

と、十三年度には十四億七千六百万円とあります、実際には十二億幾ら円とあります。これがまことにけつこうなことなるわけであります。また

この問題の第二は、償還が七〇%と

なっているが、開拓者の経済から考え

ます。それを七〇%償還あるものと見て架空な貸付の計画を立てるといふことは、私は計画としては不都合の受付最終期日は三月末日になつて、わざかに十五日の差しかねないのだ

が、その場合に、償還はおくれてきて、三五%ないしは四〇%しかない。そのために、七〇%の償還があるものとし

て貸付計画を立ててやつた場合に、不

渡りの貸付予定が出てくるのではなく

らうかと私は思ふ。これは特別会計とい

うものになつて、その財源というものが、償還した償還金を財源に充ててい

る。こういう非常に弱い団体、しかも

最近農業としての世帯を持ち、歴史的

な弱力のない、民の浅い経済の開拓者

の開拓資金というものを、取れない金

で、これがまことにけつこうなことなる

のであります。これをおきまして、それをまた十五日の後に行貸付けようとする

が私はこの根本問題として非常に脆弱

である。考え方方が非常に脆弱な基礎の

上に立つた架空な、しかも理論に欠け

るのから私は思ふ。これを一体

どう処理されるのか。七〇%かりに確実に入つてくるというお見通しがあ

ります。農林省としては、そういうこ

とがないとおっしゃいますか知れませ

んが、現実にそういうものを見つける

のであります。その会計内において償

還金によって貸付をするという前提に

立つておるからそういう問題が起つて

くるのではなかろうか、こう私は思

う。これは特別会計になつたのは、二

十九年か三十年か、そんなところだろ

うと思いますが、從来は、一般会計で

あとの第二点の償還金の償還予定期額

を七割にしたのは、第一は償還金を予定

で、ごく計数的な問題でございます。

と、七割以上の償還があるというのであ

りますが、これは、ただいま申し上げ

ましたように、基礎の弱い農家でござ

すぎず償還を取り立てないで、初めから資金はこう組んでおくのがいいんじやないかという御意見は、有力な説なうと思いますが、先ほど申しましたように、振興対策資金を倍額に増額することにらみ合せまして、実行可能なランジと認めまして計上して、御審議に供しておるわけであります。もし、これでは弊害があつて、異常な災害なんかの特殊な場合なら、それに応じて、またそれがあつた場合に償還の予定がうんと下回る、こういうような場合には、御意見のありますところを十分に尊重いたしまして、次年度以降ワクの余裕あるものを組むべきだと考えます。今回は、先般から御説明申し上げておりますように、要振興の組合内の開拓者を中心いて、低利長期の資金を増額して貸し付けようとしておりますが、昨年末までに大体二割、一月末までに大体三割の計画が立っておりますが、この対象を約五万戸とにらんで、十六億置いてあるわけであります。総計が二十七億というところであるわけであります、が、目下の見通しでは、実は、私どもは対象の戸数を五万余りを見ておるつもりでございまして、そこで余裕が一つはあると思つておるのであります。

ござりますから、三十一年度十億余裕を持つておるわけでござります。余裕というとおかしいのですが、予定を持つておるわけであります。これに対しまして、今のところのこれを引き当てに貸し付けるのは、前回申し上げました通り、一億七千余でござりますので、この二点の余裕があるところをもちまして、所期の目的は、三十二年度は達すると思いますが、なおその次には、今後一年の成果を見まして、お話をこのような組み方に努めたいと思います。

○雨森常夫君 開墾開拓當農等の一連の事業を見てみまするといふと、戦後食糧の増産を急いだあまり、非常に拙速に近いような開拓であつたものが、最近は相当計画的にやつて参るようになりましたので、その開拓の効果というものが相当現われてきておると思ひます。たとえば現在森林省でやつておられます北海道の根釧原野でありますとか、あるいは青森の上北のようないういうことになりますから、これは開墾としては非常に成功する早道であると思います。しかしながら、以前の開拓におきましてはそうでなく、入植して當農をしながらまた木の根を掘り返して開墾を進めていくというような状態が多かつたために、非常に入植者というものが、初めの出発点から行き詰ってしまうというような形になつておつたと思うのであります。また、災害を受けたりしまして、どうしても現在

見て、いかに開墾、建設工事を進めようが、あるいは當農資金を貸し付けようが、立ち直りができるない、もう息切れてしまつておるというような地区が相当私はあると思うのであります。が、農林省は、その点お調べになつておりますか、また、数字等おわかりですか。  
○政府委員(安田善一郎君) 雨森先生  
非常に御専門家でいらっしゃいますので、御指摘の通りだと思つておるのであります。開墾當農の基礎になります。  
従来の方式によりました建設と入植と當農をやつております地区につきましても、言いかえますと、継続地区につきましても、なお直轄で五十六、代行で五百八十三を来年度当初には残すのでございまして、計上しました予算におきましては、本年度とほぼ同様の完了地区を予定しております。  
すなわち直轄では四、事によりますと三になるかもしませんが、代行におきましては百三十余、百四十九を考えておりますが、これも全体設計等を継続地区においてあらためて立て直して事業の推進に資するものと、新規に全体設計を立て着工するもの等を考えてお加えまして、先ほど申し上げましたように、工事の殘業量を少くても前年度のよりは一年分余短縮するようにと考えておるわけでございますが、なお、地区内工事の補助事業につきましては、特に北海道等において問題がございまして、継続地区六百三十九のうち、北海道では約三百、半分ぐらいでござります。完了予定は百三十八地区のうち北海道で四十一地区、御指摘のようだと思ひますが、この点を特に留意しまして、完成に近い所に重点的な資金の配付をいたしまして実行をいたしました

い。なお、内地についても同様のことがございますが、内地におきましても同様の措置をとりたいと思っておるわけあります。  
○雨森常夫君 私の御質問申し上げるのは、ちょっとと御理解なかつたと思いまます、将来農業資金を貸し付けて、あるいは建設工事を新たに加えてやつてみたりしても、その地区がどうしても成り立たない、非常に見込みがないという地区が相当あると私は思うのですが、そういうものは、ことどころで、そういうふうにお調べになつておるのかどうかということをお聞きしますのです。  
○政府委員(安田善一郎君) ちょっと私が、資料をここに持つておりますから、全国の開拓地区を建設工事と農業資金の両者から見まして、安定的な所の次に不安定な所、約四種類に分けまして全地区を押えております。もし必要でございましたら、資料をあとで提出を申し上げたいと思います。  
○雨森常夫君 これは質問ではないのですが、主として北海道に多いと思うのですが、今申し上げるような、どういうふうに手を加えようが、どうしても成り立たないような地区が相当あると思うのです。まあどれくらいあるかわかりませんが、そういうふうな地区は、入植者を一たん他の地区に入れ直してやるような方法をなるべく早くお立てになつた方が、入植者ももう非常にによくなりますし、放つておくとどうにもならぬようになる。農林省としてもなまづけれども、ある程度もう断

念してと申しますか、建設工事あるいは當農資金をそこに与えたというような事柄に引きずられないで、抜本的な更生策をおとりになった方がよいと思われる地区が、相当北海道あたりには私はあると思いますから、私の希望になりますけれども、そういう点を一つよく御考慮を願いたいということを申し上げておきます。

○政府委員(安田善一郎君) 実はその問題は、先般もこの委員会で問題になりました。この次の年に一つその根本的なところを立てさせていただきたいし、また、御審議をお願いしたいと申し上げたのです。なぜかと申しますと、そういう地区はかなりあります。工事の取りやめをする気持になりますて、最近いたしております所、また経営診断を個々の開拓者についていたしまして、約一千地区的特に悪い地区の不振農家約一万戸であります。その中にあるわけですが、これは間引きをいたしましたり、再入植をいたしましたり、場合によりましては、中で離農をされるような、あるいはそれを進める場合に、その土地その他のものを共同利用する等において、簡単に言いい直してみますと、現在不良不振の開拓地、開拓農家を、再び地区計画を計画的に立て直しまして、それに基きまして農業を続けていく、という熱意に燃えられる方は、他の土地に手直しして、それに応ずる資金の供給等をする。當農の高度化をはかるばかりでなく、共同経営等をも考えます、残つたお方々には、従来の類型を究めでございますが、これは、前国会

に當農振興臨時措置法を御審議 御可決になりましたことともにらみ合せまして、且下振興計画を全面的に樹立中でござりますから、この計画がどうしても立たない所、かりに立つても、その計画はペーパー・プランであつて、三十三年から四年間の間に農業収入三十五万円程度のものをねらいまして、農業収入をもつて相当程度の生活をまかない得るというものの目安が立たない分については、その計画は十万四千戸の不振開拓農家について立てられた時期に、それを基礎にしまして立てさせていただきたい、こういうふうに思つておるわけであります。

が非常に短い関係もありまして、ほんり上げた計画というよりも、場所によってはお役所の方で押しつけた形の計画がありはしないかということを、その点をおそれるわけでございまして、たとえばこの都道府県の承認、知事の承認を得れば、振興法に基いてそこの承認を得ると、自作農資金あるいは災害資金、そういうものがすぐ借りらるる、その承認がなければ、それは貸せないのであるから、どうも中にはあるようございまして、いたしまして、無理やりに出したところはももちろんありますけれども、どうもほんとうの開拓者の要求の金額で、従つて、この要求している資金等についても、地域によつて差が当然あることはもちろんありますけれども、どうもほんとうの開拓者の要求の金額でなしに、まあ振興計画に要する資金が、上方から指示された金額によつて統一されているのではないかといふ心配があります。ところが、実際の振興計画をはかる上には、やはり開拓者自身のみずからの計画で立ち上る計画を作らねばなりませんので、その辺から推進めまして御意見を聞きたいわけですが、今年の計画そのものを、来年なりあるいは再来年なり、一つの類型化した形で予算を要求されましては、非常に将来禍根を残すのじやないかろうか、早急に危機を……、悪くいえば、ずさんな案がもとになつて、将来的開拓計画が円滑に進まぬのじやないかという心配がありますので、その点、今年の計画の類型をそのまま将来踏襲される意思があるのかどうか、これは将来大いに変えていくのだということ方針であるかどうか、その点をまず第一にお伺いいたします。

○政府委員 安田善一郎君 総括質問  
結論を先に申し上げますと、役所の側から計画立案者の建設で開拓者に振興され、計画を立てるよりはしないつもりでございます。特に本年度もその点は留意をいたしておりますが、来年度は一層そうそうしたいと思います。なぜそういうふうに申し上げますが、沿革なるべく簡単に申し上げますと、沿革を一つお聞き願いたいと思う。

當農振興法の施行に伴いまして、開拓者団体を中心とした開拓者自身、それに営農指導員、府県庁の方、農地事務局、農地局関係の管掌の者が関係の金融機関等と相談の上、幾回打ち合わせをいたしまして、法の施行計画の立て方をいかにしておこなかといふのを、ずいぶん研究いたしました。しかし、これは本的に開拓者御自身の御認識、御努力、実地の経験をもとにして初めていい計画もでき、その計画を政府府県庁がよくバックをいたしましてできるところでございますので、開拓者の方々の側の御意見をなるべく尊重するようにいたして進めて参ったのであります。ですが、その要旨は、十万四千戸について、全面的に一年で立てたい、個々別々の特殊事情が多いから、一戸々々積み上げて十萬四千戸の計画を作つていきたましい、それをもとにして、政府の予算資金あるいは営農指導府県庁の措置等を考えてもらいたい、こういうことでござります。

多少の私は危惧を持っておりましたのが、せっかくそういう御懇意が強く、全面的な運動を展開されておりますので、それを待つておりますが、日がだんだんたちまして、その計画は、で生きるのは月末である、十一月末まで

待つてもらいたい、こういうこと等がありましたが、当然御了察のよう、予算、政府資金等の計画を次年度について立案をする時期が夏にやつて参りますので、新たに私どもの方から提案をいたしまして、農業地域別と申しますか、府県別でもいいから開拓地の営農生活の安定、不安定ないしは不良等の度合いに応じて、ある類型を設けて、計画の立てやすい、集中的に計画を立て得る何分の一かの計画を、たとえば全体会の十万四千戸の五分の一ぐらいいの見当で、半分でもけつこうですが、半分ぐらいの見当で、集中的に開拓者の皆さん方の御尽力で、その計画を立てる方がいいのじゃないだろうか。法に従えば、計画立案の時期はもう一年ある。二年間ありますので、それはどうであるかということでいろいろ御懇談を申し上げ、また、地方でも寒習、講習をいたしましたが、必ずしもそのようには進みませんで、やはり開拓者団体のお方々の自主的の運動に沿つてこれを行なつたのであります。だから本年度すでに計画が立ちましたものでも、ただいま申しました沿革で、中央あるいは地方で措置したのでもうございますが、それ自身は、開拓者が指導を受け入れて自分で立てられたものでございます。結果は、計画を立てることと政府措置の方とのマッチの度合いがそういう意味で十分でない点がございますが、通用に当りますて、また三十三年度の計画をお立て願うときに当りますては、よく留意してやりたいと思っております。

か、そういうものが示されているように見えますが、たとえば一町二反以下であると二十三万円であるとか、二町歩以下であると二十五万円以下の粗収入を持つている人でない対象にしないといふというような省令があるようになりますが、実際の問題といたしましては、少くともこの現在の生活程度を維持しながら償還できるという意味で、この限度を撤廃してもらつて、もう少しひいレベルでこの限度を改正していくたいた方が、開拓者の側からいいまとど、振興計画上寄与するではないかと思いますが、そういう気がいたしますが、そういう占はどういうふうにお考えでございますか。

及んでいるわけですが、これはどういふ意味で、あるいは将来はどういうふうにされるのか、その点をお伺いいたします。

○政府委員(安田善一郎君) 別に一方を除外するという政府の方針ではございませんので、非常に計画がおくれて、予算資金は農林省が東京の机の上です。大蔵省と折衝して、政府の案を固める、別にそれとはほとんど無関係に、振興計画は現地から立つて農林省に出て参るということでは、兩者の平仄が合いませんので、先ほど率直にこの一年未満の法運用の経過を申し上げて、振興計画の立てられてきた沿革と、今回御審議を願つておりますの計算資金との関係を申し上げました通りでございますので、その間に、整理方法だけをそなへたのでござります。

○仲原善一君 おそらくこの建設事業をやつてある地区も将来振興計画の対象に入るであろうと思ひますが、ことは實際問題として調査をおやりになつて、計画の承認を得ていなかつてござりますので、その間には、整理方策だけをそなへたのでござります。

それから先ほど堀本委員から御質問のありました特別会計の財源問題でござります。その点は、やはり慨然としてござりますので、開拓者から償還する金額を財源にして特別会計の歳入になっているが、實際貸し付けの關係、そういうところで實際の運用は非常にむづかしい問題がそこに起つてくるのではないかかといふこと

とを懸念いたします。それからやはり七〇%という償還率を御説明いたしましたけれども、実際問題といたしましては、開拓者が償還をいたさないで、次の資金を貸せないという非常な圧力が加わるので、一時立てかえて払つてすぐまた借りるというから回りをしているというのが、最近の運営の実態ではなかろうかと思いますので、この七〇%の償還率が本物であるかどうか、そこに非常に懸念がござります。そこで、塘本委員が指摘されたように、現在の償還率はこの分是非常に悪くて三八%ということが、变成つて、現状から申しますと、塘本委員が指摘されたように、現在の償還率はこの分是非常に悪くて三八%ということが、变成つて、現状から申しますと、塘本委員が指

ついて、御審議を願つておりますのワクをふやしても、内容の運転はその通りにいかぬじやないかという点が、非常に懸念されますので、その点は、重ねてどういうふうにしてやつていくのか、所信を伺いたいと同時に、この点を何とかほんとうに災害等で困つた場合には、天災融資法に基く償還延期なり、あるいは減免の措置もあらうと思ひます。実際これが動いていない現在では、その実績はないということを開き及んでおりますので、そちらの方とあわせて、実施できることを希望します。

○大河原一次君 私は、次官に一言お伺いいたしたいのですが、基本政策等は大臣にお伺いするのが本来と思いまが、議案に関連するから一言お伺いしますが、開拓の問題でござりますので、開拓の政策で今までやつてきております。

○大河原一次君 私は、次官に一言お伺いいたしたいのですが、基本政策等は大臣にお伺いするのが本来と思いまが、議案に関連するから一言お伺いしますが、開拓の問題でござりますので、開拓の政策で今までやつてきております。

○大河原一次君 私は、次官に一言お伺いいたしたいのですが、基本政策等は大臣にお伺いするのが本来と思いまが、議案に関連するから一言お伺いしますが、開拓の問題でござりますので、開拓の政策で今までやつてきております。

○大河原一次君 ただいまの次官の御説明の中に、現状としては既入植者に対する管轄確立のために重点を置いておるわけありますけれども、しかし、現状が御承知の通りであります。それで、開拓政策についてどういう考え方をお持ちおるのだというお話をあります。これが、政府といたしまして、特に農林省といたしましては、理想的に申し上げるわけではありませんけれども、しかも、御承知が願えると思ひます。そこで、開拓政策についてどういう考え方をお持ちおるのだと、先ほども、また先日の委員会で、開拓政策は、これは本末転倒をいたし

ておつたのであります。それは先ほど申し上げたような事情であります。

今、北海道の根釣地区あるいは青森の上北地区でやつておりますように、

まず建設工事を完成して、そこに開拓者を入れて営農をさせるというのが、これが私は、開拓政策の基本的な方針

でなくちやならない、こういうふうに

考えておりますが、これも一挙に、そ

ういう措置を全面的にやるということには、実際上できません。できるだけ

そういう方式を進めるべきものだとい

う根本的な考え方を持っています。と

同時に、これは先日のこの委員会におきまして、局長からも御説明を申し上げ

ましたように、農林省といたしましては、いわゆる新営農類型というものを

立案しまして、その営農類型にござるだけ合致した開拓農をして参りました。

また、先ほども局長からある御説明を立てまして、その営農類型にござるだけ合致した開拓農をして参りました。

いわゆる既入植者、既存の開拓者

についてもまだその営農類型に合致しない点が相当ありますから、それにつ

いても、先ほども局長からある御説明を立てまして、その営農類型にござるだけ合致した開拓農をして参りました。

いわゆる既入植者、既存の開拓者

についてもまだその営農類型に合致しない点が相当ありますから、それにつ

の、これは東北でありますするが、後進地帯と称せられる東北の地帯からは、相當な離農者が出ておる。そればかりではなくて、一面からは、これは社会問題、人道問題であるが、開拓者ではやつていけないということ、生活苦のために自殺までされている、こういう実態であります。これに対しても、いろいろ政府は手当をされたのだと思ひます、事実はこういう現状にあるということでありまして、今日まで入植されて十二年もなっている現状において、このような事態が行われているという、こういう事例に對して、今までどのような手当がされたかについて、一つお伺いしたいと思います。

○政府委員(瀬戸山三男君)

今までのそういう問題についての措置について

はどうか、こういう点については、詳細

は局長から説明させるのが適當だと思

いまするが、今、離農者が相当多い、こ

のことはいろいろあると思います。私は、全般的に申して、先ほど申し上

げましたように、また皆さんすでに十

分御存じのように、日本の開拓者と申しますが、開拓當農は、ほんの一部を除いては全部これは不振だ、こういうふうに考えております。それで、諸般

の開拓の事情がああいうふうなことでありましたから、必ずしも當農で将来

得ず山奥に入るとか、あるいは開拓地に入るという人も相当あったと思いま

す。そういう事情で、その後経済界と

いいますが、産業界の復興に従つて、ある程度の離農が行われるという事情もあると思います。また一面においては、先ほど申し上げましたように、開拓はなかなか既存の農家でさえもむづかしい仕事でありますから、新たに開拓地において一家を經營していくといふことは、きわめて並み大ていのものではないとすることは、当然理解されることはありますから、そういう事態になつておりますから、こうやってさらに今再検討をして、立て直しをしまよう、こういうふうに考えておるわけ

であります。

○大河原一次君

今の問題とも関連ありますのですが、當農という問題が出

されていますが、當農の中に含まれるべきかどうか

ですが、當農以前といいますか、あ

るいは農業政策のそういう政策以前

されているのですが、私が見れば、

それも當農の中に含まれるべきかどうか

ですが、當農以前といいますか、あ

るいは農業政策のそういう政策以前

であります。たゞ、法律を作りますときには、これは一般原則でありますか

かと考えておるのであります。と同時に、一

面、償還の問題、堀本さんから申され

ましたのですが、これは、實際からい

うと、先ほどから次官もお認めになつ

ているように、あの当時のいわば緊急

対策というような形でこの開拓問題が

取り上げられたわけです。従つて、こ

れは自然環境や何かばかりではなく

、実際的には、政治全体の貧困の中

からああいう不遇な条件に立たされ

取り上げられたわけです。従つて、こ

れは、やはり生活をつないでいかなければならぬという、そういう立場の中

でやつてきたのですから、従つて、土地

条件なり、あるいはまた資本条件とい

う問題もあるけれども、實際そういう

問題もあつたけれども、實際そういう

問題もあつたけれども、實際そういう

問題もあつたけれども、實際そういう

ことにはいろいろあると思います。私は、金般的に申して、先ほど申し上げましたように、また皆さんすでに十分御存じのように、日本の開拓者と申しますが、開拓當農は、ほんの一部を除いては全部これは不振だ、こういうふうに考えております。それで、諸般の開拓の事情がああいうふうなことでありますから、必ずしも當農で将来得ず山奥に入るとか、あるいは開拓地に入るという人も相当あったと思いま

す。そういう事情で、その後経済界と

生活保護法の対象になつてゐるのだから

いいますが、産業界の復興に従つて、ある程度の離農が行われるという事情もあると思います。また一面においては、先ほど申し上げましたように、開拓はなかなか既存の農家でさえもむづかしい仕事でありますから、新たに開拓地において一家を經營していくといふことは、きわめて並み大ていのものではないとすることは、当然理解されることはありますから、そういう事態になつておりますから、こうやってさらに今再検討をして、立て直しをしまよう、こういうふうに考えておるわけ

であります。

○政府委員(瀬戸山三男君)

考え方方は違つて、今後の當農を確立するためにも必要ではなかろうか

と考えておりますが、それについては、局長からもるる御説明を申し上げました。

員の意見に関連して、再度お伺いする

わけです。

○政府委員(瀬戸山三男君)

考え方方は違つて、今後の當農を確立するためにも必要ではなかろうか

と考えておりますが、それについては、局長からもるる御説明を申し上げました。

員の意見に関連して、再度お伺いする

わけです。

○政府委員(瀬戸山三男君)

考え方方は違つて、今後の當農を確立するためにも必要ではなかろうか

と考えておりますが、それについては、局長からもるる御説明を申し上げました。

員の意見に関連して、再度お伺いする

わけです。

ら、こっちの開拓政策の方においての援助と申しますか、國のあたたかい気持は多少ゆるがせにしていいというところとは、全然これは別で、むしろそういう者のないよう、この法でやるべきものだ、こういうふうに考えております。それでも、なおかつ非常に借金のためなどにも立ち上れないというような者について、あるいはさらには延期の問題、あるいは場合によっては借金繰引きの問題も、制度上あるのです。ありますから、そこで考えていきたい、こういうふうに思っております。

○大河原一次君 次官のただいまの答弁で、私は十分に納得しましたので、して、次官からお答えがあつたから、できる限りそういうただいま申し述べられたような線で、一つ十分に指導してもらいたいと、かように考えます。

○藤野繁雄君 大河原委員の質問に対しても、私は昭和三十二年度において、開拓者の振興組合、またその組合員に対しても貸しつけられた開拓者資金の償還期間について、政務次官の御答弁を求めて、政府の方針を確認しておきたいと思うのであります。

それは、今回の開拓者資金融通法の改正によって、昭和三十三年度以降、開拓管農振興臨時指閲法による開拓管農振興組合またはその組合員に対し、開拓者資金融通法によって貸しつけられる中期當農資金の償還期間は、八年から十二年に延長されることになります。ところが、開拓管農振興臨時指閲法は、昭和三十二年四月から施行され、施行後まだ一年をたつてないのでありまして、かような事情において、同じ資金でありながら、

昭和三十二年度に貸しつけられたものは、は償還期間が八年であり、ほとんど時期を同じうして貸しつけられる。しかしも同様な資金でありながら、その償還期間が、昭和三十二年度のものは八年、昭和三十三年度以降のものは十二年と、相違しておることは、その間に不公平、不均衡が認められる。この占について、前回の委員会においては、柴田委員から指摘され、当局の所見をただされたのに対して、安田農業局長は、それは八年の資金を十二年の資金に借りかえさせることによって換算したいと答弁されておりますが、一応これで了承されるのであります。それは政府の決定した方針であると了解して差しかえがあるかどうか。それでそのように借りかえさせることになりますと、そのやり方いかんによつては、昭和三十三年度の開拓者資金金融通特別会計の歳出額がすでに定められておりますから、従つて、借りかえてはならないと考えますから、そういうふうなことがないようにしていただきたいと思うのであります。かようなことがあつた額だけ、昭和三十三年度に新たに貸しつけられる資金の額が減ることになります。かぎり返すようではありますまいがどうか、お尋ねをいたす次第であります。

振興の特別な法が国会において議決されております。その準備と申しますか、それがによって一年間のズレができる。それによりまして昭和三十二年あるいは三十三年においてこの特別法の適用を受ける人が、昭和三十二年において償還期間八年の資金を借りておる、三十三年以降のものは、それはこの法律の改正が成立いたしますと、十二年に緩和されるのは不公平じゃないか、こういう問題であります。これはその通りであります。この問題については、そういういわゆる振興組合に指定された組合あるいは組合員に対しましては、三十二年度に償還期間の八年間の借りましたものにつきましては、その希望によつて、または全然必要がないと認められるときは別であります。これが全部必要があるというののが常識でありますけれども、借りたりかゝることをさしたい、借錢さえを認めたい、こういう方針であります。それは間違ひありません。そうなると、昭和三十三年度のいわゆる資金計画が、昭和三十二年に五億前後ものがあると思いますが、食い込むんじゃないか、こういう御懸念のようであります。私どもの方といたしましては、一応そういうふうに考えられますけれども、御承知のように、現行の融資の条件といたしましても、償還期間八年で、三年間拠え置きでござりますから、昭和三十二年に借りましても、まだ措置期間がありますので、償還期間がもう少し先になります。そのときにおいて借りかねない、こういうふうに考えております

○委員長（重政席徳君） 私からきわめて簡単ににお伺いし、しかもきわめて簡明瞭な御答弁を農地局長からお願ひいたしますが、不振組合の振興計画は、今着々計画中であり、なお農林省において審査しておるであらう、かように思うのであります。大体私の考うところは、その振興計画は、金融とそれから管農と建設事業、これがいわゆる根幹になつておると思います。非常な関連性を持っておつて、いわゆるこれが第一、それが第二、それが第三といふような性質のものではない。やはり非常に繰びつきがある。この三者そろつて初めていわゆる振興計画というものが確立すると思う。だからこそ、やえに、この三つがそろつて、そうして初めて農林省は資金化し、この振興の実行に移つてくるのだろうと思う。金融措置のみが率先して、まだ建設計画が確立しないといふのに、金融措置のみが先行すべきものでもない、この中のどれも先行すべきものでもないと思う。この審査に当つては、非常にかしこいであろうと私は思う。もちろん農林省の内容の規模等に私は注文がありませんが、この点は一つ関心を持つて、そうして認可したらば然と実行に移すということにならなければ、せっかくのこの振興計画の大柱が意味をなさないことになる。今までの開拓の失敗のやはり轍を踏んでいきたい、こういうふうに決意をいたしておるわけであります。

るというようなことになると思う。実行に移すというお考えがあるかなかということをお伺いいたします。

○政府委員(安田善一郎君) 重政委長の御質問に簡単にご回答を申します。

開拓の事業を促進強化し、不振の拓者の當農生活の振興をはかりますことは、最も重要なことでござりますで、振興組合、その開拓地、その開拓者とその他の開拓者につきまして、計画と開墾事業の実施、開拓実施等々にあります開墾作業費、住宅の補助等ま機械公團によります事業、さらには開拓融資地方保証協会の適用並びに農業金融公庫資金、さらに開拓者資融資特別会計の貸付金及び信用保証会によります中金資金の供給等につしましては、それぞれをその重点において総合的にこれを運用するよう、気をふるつて運営に当たり、委員長の質問の御趣旨に沿いたいと思います。

○委員長(重政庸徳君) 他に御発言ないようありますが、質疑は尽きるものと認めて御異議ございませんか?

○委員長(重政庸徳君) 御異議ない認めます。

それでは、これより両法案の討論に入ります。御意見のおありの方は、否を明らかにしてお述べを願います。(「なし」と呼ぶ者あり)

別に御意見もないようですが、財は、終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(重政庸徳君) 御異議ない認めます。

とさ論。賛にとたも。御勇いき協金林開たよ画招のこ開け員いて



○説明員（松岡亮君）先般の通達は、拡大するということとは一応別にお考え願いたいのですが、これは今までの承認の手続を変えるというようになります。どういう届出をやるかという点は、今までと同様に、販売個所を具体的に明記してやつてもらつておるのあります。それはもちろん事前に十分打ち合せてもらひ、それで妥当でないものはこの条件で示しております。あなたでは解決がつきませんが、そんなばかなことはありませんよ。二百六十七カ所ということ、全国で二百幾らの個所を……。東京ですら第一号に該当する飲食店は五万からある。全国で三十五万もあるういうワクを拡大しておいて、そうしてこの方がいいのだという理屈はつきません、これは。ただじゃありません。自然公園法によつて指定された国立公園においても指定されておるのであります。これは以前のリクの中になかつたと私は思つてゐるのだが、それが前もありましたか。

すが、今度の場合は、まず第一点といたしましては、食品衛生法による許可を受けておる。それから六、大都市及び自然公園法により指定された国立公園地域内である、それから第三点といたしましては、外国人が相当利用する個所である、たゞしどバート、駅、映画劇場及び遊覧席のある競技場の施設を除くと、これのすべてを具備したものでなければだめだという条件を示したものであります。

さ通達をして、範囲を広げていないといふけれども、範囲を広げてゐる。それなら、以前のものを細分することにあと返りをして決定する意思がありますか。

○説明員(松岡亮君) 完れ行き不振だからということは、おしろ考えていないのでござります。やはりこの承認をいたします場合において、私ども一番苦慮いたしますのは、明確な基準を作ることでござります。その基準を何とかして作るうじやないか、実は、その明確な基準を、これで完全とは私どもも考えていいないのでござりますけれども、しかし、今までやってきましたものを含めまして、大体こういう基準になるのではないか、さよらに考えておるのではあります。

○大河原一次君 議事進行について。この問題はしかく重要な問題だと思うのです。それで、今論議されておるが、販売の方法をどうするか、また、販売の個所をどうするかという点以前に、今日の政府の立てておる農業政策の問題に、基本的に触れてくるのです。従つて、そういう基本的な政策の問題に触れておる案件に対して、十分にここで論議するということになると、これはやはり僕は問題があると想す。従つて、そういう基本的な政策の問題に触れておる案件に対して、十分にここに来てもらわなければ、本質的な問題に触れながらここで論議することはできないのじやないか。そういう意味で、もう一回何とか。

○委員長(重政庸徳君) 今、そういう意味で次官に連絡をして、ここに呼ぶことになりますから。  
○堀本宣實君 今の御答弁を聞いておられますと、非常に理解に合はない御答弁だと思うのです。これは、非常に苦しいからそういうふうな御答弁をされるのだろうと思うのであります。これはちょっと事務的なことをお伺いしますが、食糧局が食糧部長官通達でこのリクの拡大をやっておる。ワクの拡大でないといつても、これはワクの拡大であります。もう少し聞けばいいのですが、他の人にも御質問があるようでありますから、私はまた次にいたしていいのであります。在留外人、観光客、外人専用のものでないと、国内一般市場へ放出をしないのだという建前で、もとの規則ができるておる、それを一般飲食店に、しかも三十五万もの飲食店に許すということは、ワクの拡大でなくて何でありましょうか。完全なワタクの拡大であります。しかし、そのことはもう時間的に……、まだあとで説明をするとして、一応次にいたいと思いますが、売れ行き不振でないから、そういうふうにしてワクの拡大を明記したのだとおっしゃいます。これもはなはだぶに落ちない。そこで、以前は経済局がこれを取り扱っておったのであります。およそ飲食——食う、あるいは飲む、その品物は、全部食糧庁として取り扱いますか。

○説明員(松岡亮君) それは農林省の組織規程に従いまして、ものによつてお

○**堀本宣實君** たとえば輸入の飲食物については、食糧庁が取り扱うのですか。

○**説明員(松岡亮君)** 輸入品であるから必ず食糧庁がやるというわけではございません。食糧庁でやりますのは、食糧局所管の主要食糧、あるいは農産物価格安定法関係の物資、あるいはこういった飲食料品、これは全部でございません。

○**堀本宣實君** それでは以前から、ヨーラ類についてはよく承知をしておるということですね。食糧庁が最近この食糧局通達でやったのじゃなくして、最初から食糧庁がタッチしておる、関係を持っておる、こういうわけですか。

○**説明員(森茂雄君)** ヨーラ類の輸入の、今のお話ですが、農林經濟局といたしましては、全体のヨーラ類の、たとえばコカ・コーラとかペプシ・コーラとか、そういう飲料類の総ワクについての、年間八万ドルとかいうようなことにつきまして、通産当局と相談はいたしております。ただ、具体的にそういう飲料の配給とか、そういう部面になりますと、もともと初めから食糧局が指示をやっておるわけであります。

なあ、つけ加えて申し上げますが、松岡部長が説明したうちで足らぬと思いますのは、ヨーラ類に対する駐留軍、在日外人等の需要その他觀光用の需要が——一部駐留軍の需要度は減つます。

ておりますが、観光その他他の理由から、外人の出入り個所が最近非常に拡大しているわけあります。それで、先ほど第二部長から説明いたしました食品法によるというのは、これは衛生の点から、ただ一つ、何といいますか、つけ加えられた条件でありますて、一番の重点は、やはり第三の、外国人が相当利用する個所であるということが、これが、許可といいますか、配給先の基本的な原則であります。無制限に輸入することは、もちろん国内果汁に重大な圧迫があるということを十分承知しております、振興局とも連絡をしております。最近の果汁の伸びは相当量でございまして、現在のコーラ類の販売量といたしましては、千分の一程度の販売量でありますて、これが相当実行上影響がありますると、経済局といたしましても国内産業振興の立場から、相当今、所管上の問題がございましたが、発言するという立場になるわけであります。現に届出制によりまして、内容を事前に連絡をいたしまして、そうして販売個所が二百から五万になるということは、とうてい考えられませんが、一部あるホテルが許されておって、同類の、外人が非常に利用するという新規のホテル、あるいはその他運輸省で観光ホテルとして指定されまして、相當に外人の出入りするという個所に追加されていくのでございまして、数字的に千なり二千になるということは、全然経済局としても考えておりません。

○堀本官實君 これは、あなたたちそういう言われるけれども、実際この許可の本文から見ますと、これは要請があつてワクの拡大をしたのか、あるいは自

発的に、売行きが悪いからしてやらなくちゃならぬと思つたか、その点は別といたしまして、とにかく食品衛生法にてあって、わざかに他に、除くといふものがつけ加えてあるのであって、五万はもう間違いありませんよ。あなたたちもそれを証明して肯定されておるのです。そして教が千にならないとか、二千にならないと言つても、これは答弁にも何にもなりませんよ。そういふような考え方であるならば、根本的にこのコカ・コーラの輸入を当然停止すべきであると思うのであります。そこで、この外国人の専用ということがここで破られておるのであります。外国人の専用というものが破られておる。国際上の問題から考えて、外品の輸入べからずの制札を立てて、排他的に立とうとは、われわれも決して思いません。ことに日本の経済の上から考えて、外品の入ることも決して私はこぼむものではない。しかししながら、それが外国人専用であつて、国内果汁を圧迫しないという原則に立っておりますながら、そのワクの拡大をはかるということは、外国人専用といふことの主眼を外して、外国人専用に名をかりて、だれでも飲食できるような立場になつてくることを肯定しておるのであります。これが今までのよう

が合わないじやありませんか。私はこれが正当な理由とは認めません。特に定がむずかしかったからと、ああいうふうにしたら、相当というものがわかるのがつけ加えてあるのであって、どういうふうなのでですか。相当利用するという、相当の根拠は一体どこにあるのですか。

○委員長(重政庸徳君) 堀本君、政務次官が出席されました。

○説明員(松岡亮君) これは、今までの運用においても一番認定の困難なところであつたわけでございます。たとえばゴルフ場にしましても、ホテルにいたしましても、外国人がどのくらい入つたら一体外国人が主として使うとか、相当利用するとか、そういうことが言えるか。場所の柄にもよると思いますけれども、これは、やはりその個々のケースごとに、これは相当外国人が利用しておるのだというように判定して参らないと、ちょっと一般的に外国人利用率は三〇%以上だと、なかなかそういうことは、ちょっときめがたいと思います。

○堀本官實君 これは少くとも官庁がみずから通達をして出す公文書の中に、届出をいつするか、いつの時期にするか、あるいはその相当なんというのをかりて、だれでも飲食できるような立場になつてくることを肯定しておるのであります。これが今までのよう

はけしからぬと思う。そして今まで判定がむずかしかったからと、ああいうふうにしたら、相当というものがわかるのがつけ加えてあるのであって、どういうふうなのでですか。

○説明員(松岡亮君) 先ほどから申しますが、はなはだけしからぬと私は思う。こういうものが公けに、しかも農林省等から出されるということは、はなはだけしからぬと私は思う。どういうふうなのでですか。

○説明員(松岡亮君) 先ほどから申しますが、はなはだけしからぬと私は思ふります。それを明文をもって業者に示すという必要はあると存ずるのであります。

○堀本官實君 これは、他の委員からもこの点はお話しになりますか。私は次の機会伺いたいと思いますが、そこで、振興局長がおいでですけれども、個々に認定しておつたので、大体、すでに食糧局では持つたものを持つきから、ある基準を持ったものを持つておりまして、今後も、個々のケースごとに認定していかなければ、ちょっとおいて下さる。

○説明員(松岡亮君) 従来も、ともかく明文にした基準は出しておりませんけれども、個々に認定しておつたので、大体、すでに食糧局では持つたものを持つておられます。これが今までも個々のケースごとに、これは相当外国人が利用しているかどうかという認定をしておりまして、今後も、個々のケースごとに認定していかなければ、ちょっとおいて下さる。

○堀本官實君 これは、他の委員からもこの点はお話しになりますか。私は次の機会伺いたいと思いますが、そこで、振興局長がおいでですけれども、個々に認定しておつたので、大体、すでに食糧局では持つたものを持つきから伺いたいと思いますが、わが国の大農業が岐路に立つて、曲り角にきておる。今後の農業振興をいかなる観点において助長、育成していくかといふことにつきましては、すでに白書等にもその方向がうたわれておりますし、また、今の大臣の意見の中にもそ

うになりますか。これは畜産振興とか

牧草でありますとか、あるいはまた畑地灌漑でありますとか、あるいは果樹の栽培でありますとか、そういうものでなければならないはずだと私は思つてゐる。ところが、このコカ・コーラに入れるとということは、国内の果汁、ことに柑橘類の果汁に重大な圧迫を加えるという見地から、販売先あるいは販売方法がおぼろげではありますけれども、判定されておる、規制をされておつたのであります。それが今度は規制をしておりません。むしろワクを拡大しよう、それをあらかじめ御承知でこれを承認をされたのか、そういう点について、この問題についての局長としての御意見を伺いたいと思うのであります。

二分にこれで了承いたしましたと  
段階までにはいっておりませんが、た  
だいま御指摘のように、私ども現在農  
政の大きな一つの柱としております耕  
作の振興ということにつきましては、現  
在輸入許可によるものであります。  
もちろん果樹園芸等も含めておるので  
ござります。含めておるのみならず、  
果樹の振興というようなことは、現在  
産業にいやしくも影響を与えるといふ  
所得の貧困な農家所得を安定させるた  
めに非常に重要な項目だと考えておる  
のであります。含めておるのみならず、  
果樹の振興というようなことは、現在  
産業にいやしくも影響を与えるといふ  
ようなことがあってはならないといふ  
ふうに、私どもの立場としては考えて  
おるのでございます。現在輸入許可に  
なっておりますコカ・コーラの数量の  
ワクから申しますと、これは当時もい  
ろいろ両方の御論議があつたと思いま  
すが、これをもつて直ちに今後の日本  
の果樹産業に重大な影響を与える、致  
命的な影響を与えるというほどの數量  
ではないと思うのでございます。現に  
その後、三十一年から三十二年にかけ  
まして、国内のいわゆるジュース類と  
いうものは相当生産もふえ、販売もも  
えておるような状況でございます。ただ  
今後問題は、たとえばミカンだけに限  
りませず、リンゴあるいはブドウ等加  
工品の形で消費されますことは、農  
家の立場から申しますと、価格を安定  
する上に非常に有効な措置でございま  
す。加工向けの果樹産業というものを  
奨励しなければならぬ、こう考えてお  
りますので、今後の問題いたしまし  
ては、そういう面に悪影響のないよう  
に、私どもの立場からも十分な主張を  
いたさなければならぬ、こういうふう  
に考えております。

よろな振興局長の意見と、この問題とは全く相反する結果が生まれて参ります。これは当然のことなのであります。外人専用だといいますけれども、これは自由販売への道を開こうとする一つの手段であります。間違いございません。私はそういうふうに考へておられます。拡大する。しかも今度はどういうような業種であつて、何人くらい入るかというような判定のつかない、しかも判定がつかないから相当というような文字でこれを形容しておるのであります。ですが、そして前に売れなかつたから、前のものをもつと詳細に分明するのだということにおいてこれを書き直して、重ねて通達を出しておるということが不思議なのであります。これはすみやかに、前のが悪ければ三百何十個所の中で訂正をされるのが正当なのであります。それ以上にふやすということは、自由販売への道を開こうとする手段でございます。まず外埠から埋めて内埠に至るという経路をたどりつあるのじゃないかと私は邪推をしたのであります。そういうことがあってはなりません。ことに重ねて伺いたいと思いますのは、この届出の時期、方法、そういうものが具体的に規定がされておらないのであります。それにもかかわらず、以前の販売経路、販売方法が不分明であるから明瞭にするためにこの処置をとったのだとおっしゃるのであります。なぜそれを明記されて、しかもこれを緻密にしかも縮密に、誤りなく指導しようというならば、なぜ届出の時期、届出の方法等を指導されないのでですか。持ち込みをして後に届出をする場合もあるかもしません。すみやかにというのには一体

○ 説明員(松岡亮君) すみやかにといふのは、事前にという意味で使っております。なおその前に、正式の届出をやるという前に、よく打ち合せた上でやつてもらいうように指導しております。  
○ 堀本宣實君 打ち合せた上でというのは、打ち合せというはどこで打ち合せるのです。どういう項目で打ち合せをするのですか。  
○ 説明員(松岡亮君) 具体的な場所について食糧庁に了承を得てもらいたい、こういう意味でございます。  
○ 鈴木一君 関連。食糧府長官の通産省を見ますと、コカ・コーラ飲料の販売個所追加承認についてというので出ておりますけれども、これは間違いありませんか。  
○ 説明員(松岡亮君) その通りでござります。  
○ 鈴木一君 今松岡さんのお話を聞いていると、従来の販売のやり方がいろいろな点で不明確であったから、それをはっきりした基準を立てて整備するのだというふうに受け取れるのです。それならば、コカ・コーラ飲料販売個所許可規程の整備とか、そういうふうな形で通達が出されれば私たちも了解しますが、ちゃんとここに、販売個所追加承認についてという通達を出しておいて、決してそうじゃないのだといったところで、われわれ一体これをどういうふうに読めばいいのですか。  
○ 説明員(松岡亮君) 少し私の説明が足りなかつたかと思いますが、この販売個所の指定については、頻繁に実際は取扱業者の方から申請が出るのでございます。それについては、今まで多く審査をいたしまして承認して参つ

たのであります。が、とにかく相当数になりますので、あらかじめ追加承認を受けるについては、これの条件に合致するものを持ってきてくれ、こういうことをこの通達は示しているわけあります。

○鈴木一君 それでは結局今後ふえるわけですね、とにかく。ふえれば先ほど振興局長が言われたように、必ずこれはもう国内の業者を圧迫する。国内の業者を圧迫するということは、国内の果樹園芸業者を圧迫するということがはつきりしていると思うのです。政務次官どう思いますか、こういうのを見えて。しかも農林省内部で一つも意見の統一もできていないで、振興局長の言うことと食糧庁の言うこととは違うじゃないですか。

○政府委員(源戸山三男君) コカ・コカラの問題でたいへん委員諸公のおしかりを受けているようですが、昨年の二月に堀木さんの方でこれを問題にされ、政府といいますか、農林省に対し警告を与えておられるのであります。そこで今度の、食糧庁所管の仕事でありますので、食糧庁が措置をいたしているのであります。先ほど来、従来の規制あるいは今回の措置について、こまかく御説明を申し上げたと思います。従来約三百カ所、二百八十九カ所ということであります。それを認可するといいますか、許可するというこの事務的鍵鎖あるいは販売業界の要望等もあって、原則的な今御説明申し上げましたような三カ条の規制措置を講じて届出をする、こうい

う制度に改めたのであります。この可否についての御警告と申しますか、御意見でありますか、振興局長の話は、これは農林行政と申しますか、こういふ輸入と国内生産物との関係全般にわたる問題であります。農林省あるいは政府全体の立場といいますか、特に農林行政を担当いたしております農林省といふ、こういう立場をとっていることはいたしましては、国内農産物と競合するもの、これに大きな影響を与えるものは、できるだけ輸入を抑制したいため、いろいろな立場をとっています。しかしながら、そうはいましても、輸出輸入の問題でありますから、全面的にそろそろするという措置も、これはとれないわけではありません。このコカ・コーラにつきましても、今度の措置によって輸入量をふやす、そういう考えは全然ございません。その点はどうか一つ御了解を願いたいと思います。先ほど来お話しになりましたが、今までの取扱いはかる。これは果樹等が相手になりますが、それに影響あるのじやないか、もちろんこれに全然影響なしとは言えないわけありますが、今回の措置につきましても、通牒にありますように、適切でないと認めるものは、この諸条件に合致しないものは、これを取り消す、営業をやめさせるという方途を講ずることになつておりますから、今後の取扱いにつきましては、御趣旨の点をよくみ取りまして、国内農業振興の大きな打撃にならない、こういう方針で進めてみたいと、かように考えております。

る外人はどうもゴカ・コーラを飲めないので日本の潜在が不愉快だといううらやまなことはないのでしょうか。また、コカ・コーラを輸入しなければ日本とアメリカの関係が非常にまずいって、國際間にも悪影響を及ぼすのだということはあります。しかし、どうでもいいし、われたように、国内の農業にある程度の心理的な影響を与えて、私はやむを得ないだろうという立場もあると聞いています。が、言葉が、少し違う。でも、外人もゴカ・コーラを飲めないために日本にはいられないということでもないのだし、こういう心理的に大きく国内の農民に悪影響を与える農林省の烟地振興というものに対しも不信を抱かせるようなものは、やらなくていいと私は思う。輸入するならもう従来の線で、これ以上ふやさないといふのが、私はほんとうだと思いません。今答弁を聞いていると、実になつてないのですよ。今までこの農林委員会を開いて、こんな自信のないでたらめな答弁を私は聞いたことはありません。どうですか、次官。

その需要が、今申しましたような趣旨で、だんだん減少すると思います。これは今禁止するという考えは、実際持つておりませんが、輸入もふやすなどということは全然考えておりませんし、必要がなくなれば、だんだんこれを抑制すべきだ、こういうふうに考えております。

○鈴木一君 ゴカ・コーラを輸入しない、そのかわり日本のジュースはとてもうまいのだ、外人に日本のジュースを飲むと非常にうまい、というふうに、日本のジュース業者を指導するというのが農林省の立場であると思うのです。あるいは通産省の立場であると思うのです。そういうことはしないで、国内に影響がないと思う範囲でとか何とかいろいろな論争を弄して、ずらずらこういうことを許すということは、これは政治じゃない、何か陰における業者にあやつられてそいつらの言う通りにやっているのだというふうにしか、私は聞き取れないのですよ。

○政府委員(瀬戸山三男君) 業者にあやつられておるとか何とかということではありません。ジュースその他についても、農林省はもちろん大きな責任があるわけありますが、御承知のように日本のそういう飲料水について本の飲料水というものを好まれない、こういう実情であります。もちろんそういう点は大いに政府としましても、農林省その他の所管省もありますが、日本の業界自体も大いに反省といいますか、やってもらわなければならないと思いますが、趣旨といたしましては、

いわゆる日本の生産意欲に打撃を与えるというようなことはしない、こういう根本の方針であるわけであります。**○大河原一次君** 私は、どうも販売案件の拡大ということについて、ほんとうのねらいはどこにあるのだといふことをお聞きしたいわけなんです。先ほどいろいろ大筋の質問については具体的に堀本さんの方から申したので、私の方ではそういう点にはあまり触れないのですが、ただ、先ほどいろいろ政府委員の説明を聞いてみましても、この販売条件の拡大ということの本筋、ほんとうのねらいというものははつきりわからないのです。いつでしたか、過般、畑地改良措置特別委員会でありますか、この委員会が持たれたときに、たまたま私も出席しておって、そのとき私は、本日出席されている振興局長にお尋ねしたが、ということは、最近になって政府が非常に力こぶを入れてやっている畑地振興の問題、これをなぜ最近になって政府の方から強くとり上げられているかということになると、その反面には、何かしら今日余剰農産物等が国内に相当入ってきておる。その余剰農産物の圧迫からの振興といいうものが最近とり上げられてきたのではないか。こういうようなことがれるための一つの方法として、畑地振興といいうものが最近とり上げられておったが、私はその点は了承しますの場合は、局長は、決してそういうものではない。絶対量の不足を補うためによる対策である。こういうことを言われておったが、私はその点は了承しましたが、しかし、その後においてもたとえば酪農振興、酪農振興と叫んでおる、その反面に、どんどん酪農製品が入ってきておる。ここにもやはり日本の酪

農に対する大きな圧迫を加えておる。さらにまた、今問題になつておるコカ・コーラの販売条件の拡大ということを考えると、何か知らん結局向うの輸出によつて日本の農家経営が相当圧迫されおる。こういうことについては、われわれはどうい納得できない。畠地・振興といい、あるいは適地適産化、換金作物の適地転換を行えということを政府は言つて、新しい村作りの問題を指導しながら、反面には農家経営を非常に圧迫するような方策を依然とつておる。私は、この事件のねらいははつきりしていないが、やはりそこらにねらいがあるような気がしてならないのですが、ほんとうのねらいはどこにあるのですか。政務次官から。

んばんな申請があつても、ほんとうに国内産果樹といつもの保護育成してやろうという、ことに畑作振興という立場から、これらを保護育成してやるという親心があるならば、こういう条件緩和をするに及ぶ。八・何%、二六%売らないでけつこうです。それを余分に売らなければならぬというところに不審がある。ひんばんな申請があるからそれを受け付けて、それを多く見ているように、一應輸入許可したのであるから、その全量を売つてやらなければならないというところに、考え方があるのでないかと思うが、そういうことを良識でお考えになると、まことに不都合な通達であつたというふうにお考えにはならないですか。

○説明員(松岡亮君) 日本の畠地農業ないし果樹産業に圧迫を加えないようにといふことにつきましては、食糧庁いたしましては常々十分な注意を払つてやつてきてる次第でござります。今回の処置につきましても、これがそういうような事態になるかなないかということにつきましては、慎重に考慮の上……



きしておきますが、これは皆さんの総意でこれをおきめになることはけつこうだと思いますが、この間、燕市における洋食器の輸出の問題で、だいぶあいう問題が起きて、幸いに大統領が日本の業者の総意をくんでくれて、あらうは日本の自主的規制を認めて、しばらく処置を延ばしてくれたというような状況のときですから、果して政府がうんと受けて、これらの外交上何らの心配なしとおぼしめされますか。

○政府委員(瀬戸山三男君) ただいま御相談になつておりますが、直ちに外交上輸出入関係について悪影響があるかどうかということについて

は、さらに関係省と相談しなければ即ちに外務省へお答えいたしております

よう、非常な多数な数量に上る問題

は、さらずいわゆる洋食器等の輸出

じやないし、需要もいわゆる日本国内で大きな需要を期待するというよう

なことでもないと、かように考

えておりますけれども、しかし、その

点は慎重に考慮しなければならないと

思ひます。

○委員長(重政庸徳君) 御異議ござい

ませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(重政庸徳君) それではさよ

う決定いたします。

○政府委員(瀬戸山三男君) ただいまいわゆるコカ・コーラ等の日本国内における販売の措置につきまして、前月、食糧庁官通達をもって販売の期間についての措置をやりました。これは、先ほど御答弁をいたしましたように、コカ・コーラ等にいわゆる輸入飲

を維持する旨を声明をいたしたりいた  
したのであります。そのようなこと  
がききました。そのような情勢を背景とい  
たしまして、翌三十年の八月に繩糸価  
格安定法の改正が行われたのでござい  
ます。そのときの改正の主眼は、第一、  
に、政府が糸価高騰に備えまして最高  
価格で売り渡しますための輸出繩糸生  
糸を買入れる道を開くこと。さきは  
ども申し上げましたように、政府はどう  
してもある程度の数量の糸を買って  
持つておらなければ、上値押さえとい  
作用をこの制度の中に生かしていくこ  
とはできないという考え方からいたし  
まして、糸価高騰に備えまして、最高  
価格で売り渡すための輸出繩糸生糸を  
買入れる道を開くということがその  
ときの一つの主眼であります。第二  
は、生糸の最低価格に見合いまする  
繩価を維持しますために、その具体的  
な方法として乾繩共同保管といふ制  
度がこのときにできたわけでございま  
す。なお、同時に、このとき、糸価安  
定特別会計法を改正いたしまして、三  
十億円を限度とする借り入れを認めま  
して、資金リタを三十億から六十億円  
に拡充いたしましたのでござります。こ  
の昭和三十年八月に行われました繩糸  
價格安定法の改正が今日まで続いてお  
るわけでございます。この改正の結果、  
いわゆる特別買い入れ制度というものが  
できたのでございまして、これは上  
値押さえのために輸出繩糸生糸を政府で  
一定量保有する意図のもとに、農林大

臣の指定機関が一定の条件に従つて保管した輸出通商生糸のうち、六ヶ月を経過してなお保管しているものを買入れるというような方式を採用いたしましたのでございます。これは三ページの中ほどの所に書いてございます。このときに、現在の日本輸出生糸保管株式会社が民間会社といたしまして設立をされまして、この特別買入入れの業務を担当するようになつたわけでござります。

います。約六千俵近きものは、再び買入されまして、この米価が安定特別会計に集中的に凍結されるということがあります。それから三十一年は比較的穀物やかる蘭の減産と生糸の内需がふえましたことにささえられまして、米価が最低値格に下落した期間はきわめて短かっただでございます。最低価格によると政府の直接買い入れは、年間を通じて約四百三十俵、この年度に保育会社へ入りましたものは下七百二十五俵、米価の回復に伴いまして、これはほどんど殆ど戻しまして、政府へ轉入終的に入りましたのは二百五十五俵となりました。農林統計では三千百八十万貫といふ数字が出てゐるのりますが、戦後の最高でござります。農業は戦後最高でござります。三十一一年は比較的平常に過ぎた。

ところが、三十二年になりまして、三十二年は蘭の生産面におきまして蘭産額は戦後最高でござります。一方需要の方は、特に去年の八月ころ以来、この金融引き締めその他の要素によりまして、國内経済が非常に引き締つて參りましたことと、アメリカを中心といつたしまする海外経済の方も停滞をいたしておりますので、米の値段は去年の八月を境といたしまして下降して参つた。大体八月ころまでは二十万円前後の相場で推移をいたしておつたのですが、九月ころから十九万円に、十二月からはほとんど十九万円に、十二月の十二月からはほとんど十九万円に膠着をいたしておりますのでございます。その結果、最低価格による政府の買入

入れが大量に行われまして、去年の十二月からことしの一月の終りまで一万四千百七十六俵の政府買い入れがありたわけでござります。また一方保管会社におきまする買い入れは、玉糸価格の下落等もありまして、二月末までに四千四百五俵に達しております。このような買い入れによりまして、十三年二月末日までに政府が買い入れました總数量は、この制度が始まりましてからの全部通算をいたしまして、二月末まで二万八百七十八俵でございまして、このため糸価安定特別会計から支出をされました金額は約三十九億円になつておるわけでござります。現在政府で持っておりまする二月末までに政府が買いました数量は約二万俵でございますが、そのうち約一万五千俵程度のものがここ三ヵ月ばかりの間に集中的に入つてきておるわけでございます。去年の秋以降の生糸の需給關係の急変は非常に大きなものであったわけでござります。

糸につきましては二月六日から保管社の買入が停止されまして今日至つておるのでござります。と申しますのは、三十年にこの制度を作ましたときの意図が、政府が一俵もを持っておらなかつた段階におきまして、将来上値抑えのために一定数量糸は買方に工夫を加えまして、政党和政府へ持ち込まれる糸が非常にふました関係で、一定数量の輸出適格のござりますが、それが量も大な原因といたしましては、去年の秋降政府へ持ち込まれる糸が非常にふましたのでござりますが、このようございましたのでござります。

以上が、この繭糸價格安定制度がまりましてから今日までの動いて参りましたので、この特別買入れといふのは一応目的を達したといふ格好なつて参つたのでござります。

第二という所からでござります。  
繭糸價格安定制度の今日までの運の経過は、以上の通りでございまが、これらの経緯にかんがみまして、この際、改正を加えようとした姿でございますが、このよう運営の経過と、今後の情勢等にかんがみまして、から今日までの動いて参りましたので、この特別買入れといふのは一応目的を達したといふ格好な点でござります。それが五ページなつて参つたのでござります。

法の一部改正になるわけでございまして、目下大藏委員会の方に付託になっておるのでござりますが、その内容は、糸価安定特別会計は、資本金三億円と、三十億円を限度額とする借金並びに本会計発足以来の積立金五千万円、合計約六十五億五千万円

もって運営されております。当会計において昭和三十年生糸年度には四千七百三十二俵、三十二生糸年度には六百七十俵、三十二生糸年度には一万四千七百七十六俵を買入れましたので、合計二万八百七十八俵分の資金、約三十九億一千七百万円が今日現物化をしておるわけでござります。最近の生糸の需給事情から見ますると、この資金は、当分の間固定をするものと考えられます。このため、今後差額の安定をはかりますために必要な量の生糸の買入れ資金に不足を来たすおそれがないでございますので、今回、この会計の借入金等の限度額を三十億円から五十億円に引き上げまして、二十億円の買入れ資金の増加をはかることといたしまして、目下これは系糸安定特別会計法の中の借入金限度に関する規定を直すわけでございますが、大蔵委員会に付託をされておるわけでござります。次に、生糸の買入れの方法の整備でございますが、これは繭糸価格安定法の一部改正をなすわけでござります。この点は、この制度が、先ほど申し上げましたように三十年に一度改正をいたしました。それをさらに今回改正いたすのでござりますが、非常に制度の内容が複雑になつてきておりますので、できるだけわかりやすく並べて書いてみたのでござりますが、以下ここに説明いたしておりますところによりまして御説明申し上げたいと思います。

は、「現行の買い入れ方法は次の通りである。」まず、最低価格による政府直接買い入れ。これは糸糞安定法第二条による買い入れでありまして、俗に二条買い入れと称しておるものであります。この買い入れの場合には、政府は由来込みに応じて最低価格で生糸を買入れます。いわゆる生糸の市中相場が十九万円を割るような気配になつて参りますと、政府に最低価格十九万円で買ってくれという申入れをするわけであります。その申入れに応じまして、政府は最低価格で生糸の買い入れをやるわけでございます。その場合の値段は、標準生糸と申しますのは、二十一中A格をいうのであります。この標準生糸の最低価格は十九万円、その他の生糸の最低価格は、標準生糸との市場価格差を十九万円に加減した額とする。市場で現実に出ておりまする格差、それによりまして、標準生糸との格差をつけましてつておるわけでございます。

それから買入れ数量につきましては、予算の範囲内において行うほかは、特に数額の制限はいたしておらぬのでござります。

以上が最低価格による政府直接買入れでございます。

次に、昭和三十年の改正で入りました安定法第九条の二の規定で規定いたしております輸出適格生糸を保有するための特別買入れというのがござります。これが、いわゆる特別買入れと称しているものでございます。

これの第一は、政府は最高価格で売り渡す生糸——これは玉糸を含んでおりますが——として、輸出適格生糸を保有する必要があるときは、指定機関を通じてこれを買入れることができます。指定機関と申しますのは、日本輸出生糸保管会社を指しているのであります。

第二は、保管会社の買入れ価格は十九万円（二十一中八格）買入れ後六ヵ月間保管したもののが政府に売り渡す価格は二十万四百円、玉糸三百二十五中は、保管会社買入れ価格が十五万円、政府の引き取り価格が十五万八千六百円であるというふうになつております。

第三として、会社は、保管期間中に売り主から請求があれば、買入れ價格に保管費用を加えた額で売り戻すこととなつており、これは、この制度を開きましたときのねらいは、市場価格に悪影響を与えない方法で、順次政府に生糸がたまつてなるように意図したわけでございます。

従いまして、この特別買入れの方は、系値が十九万円くらいのところ

に下つて参りますと、その系の持ち主は、一度保管会社へ十九万円で入れまして、まあ簡単に言えば質に入れたようなものであります。が、保管会社へ十九万円で質に入れるわけです。そして、その六ヶ月間の間は、質い戻し権が残っているわけであります。六ヶ月間の間は買い戻し権が残っているわけでありますと、その三ヶ月目に金利、保管料を払つて買い戻しましても採算が月くらいたしましたときに、余値が十九万五千円くらいに戻つて参つたといいますと、従いまして、大体三ヶ月目に金利、保管料を払つて買い戻しましても採算がとれるわけです。三ヶ月目くらいに十九万五千円、六ヶ月たつた後に二十九万円くらいに余値が戻つて参りますれば、それだけの金利を出してそれを払いましても、再び輸出なら輸出に向けるというような操作ができるわけでございます。政府へ十九万円で売り込みました場合は、これはもう最終的に政府の帰属になつて参りまして、その余値は二十三万円になりますまで、政府としては放出することができません。しかし、この保管会社へ入れましたものは、六ヶ月間の間は、そういう一つの中間たな上げみたいな格好でそこにとどまつておるわけであります。そこで、余値が回復をいたさないという場合には、現実に質い戻し権の行使をいたしませんで、六ヶ月たつましたときには、その六ヶ月間の管理、倉庫を加えました額で政府が引き取るという格好であります。これをやりました結果、先ほど私が運営の経過の中で御説明を申し上げましたように、この四ページの頭のところに書いてございますが、これは

昭和三十年に系値が下ったときの実際の経験でござりますが、このときに、保管会社へ糸が十九万円で六千百八十俵持ち込まれた。ところがそのあと半年の間に、系値がずっと回復をして参りまして、このうち大部分のものが、再びその保管会社から取り戻されまして、市場へ出ていったわけであります。その結果、政府へ最終的にこの保管会社を通じて入って参りましたものは、この六千百八十俵のうち三百四十俵しかなかった。大体その大部分のものは、再び市場へ還流をしていった。もしこの制度がなかつたいたいとしますと、これはこの制度が別の効用を果しますと私どもは見ておるわけでございますが、このときに政府へ直接持ち込まれたはずであります。そういたしますと、そのときに六千俵近いものが政府の資金をそのまま食つた勘定で、いわゆる現在持つております糸にプラス数千俵のものになつてゐるというような格好になつておったと考えられるわけであります。従いまして、この会社がありましたために、系倅安定資金がきわめて効率的に使われたというような結果になつております。これは初めに申し上げましたように、輸出適格生糸を政府が一俵も持つておらなかつた段階において、こういう買ひ入れ方法に一つの工夫をこらすことによつて、順次政府に糸がたまつてくることをねらつたのでござりますけれども、一方において系倅安定資金が効率的に使われるといふことと、それからいわゆるこの会社の中間的な上げ制度を利用することによりまして、輸出面においての金融的な機能を持つこの制度が、一部果したというような結果になつてきて

おるわけでございます。

次に、八ページの頭のところから御説明申し上げますが、この特別買入入

れ制度の対象になつておりまする糸は、八ページにつきましては四十二中

及び三十一中のそれぞれ四A格及び三

A格、二十一中及び十四中のそれぞれ四A格からA格まで計十二銘柄でござ

ります。玉糸については二百二十五中、二百五中及び百十中のそれぞれ優

等格及び一等格の六銘柄で、合計十八銘柄となつておりますて、これが、現

在輸出生糸と称されますものの代表的

な銘柄になつておるわけでございます。

それからこの制度は、政府が保有す

る輸出適格生糸の數量に保管会社の保

管数量を加えましたものが一万一千五

百俵に達しない場合に限りまして、そ

の範囲内で買入契約を締結するこ

とができるということになつております

。これは、先ほど来しばしば申し上

げましたように、一定数量の輸出適格

生糸を保有しようという意図で始めま

した制度でありますので、この制度を

通じて買入れます数量のワクを、初めからこの制度が始まりましたときから政令できめてあるわけであります。

それが一万一千五百俵といふことに

なつておりますて、輸出適格生糸の政

府保有量が一万一千五百俵になれば、

それでこの制度は一応目的を達すると

んだことによりまして、政府で現に

持つておるものと保管会社が保管して

おるものと合せて、すでにこの限度数

量に達しておるわけでございます。で、現在は、この保管会社を通して買入

れるという制度は、現に保管会社が持つておるもののが、将来政府へ移つてくるということだけ残つておりまする糸

度によって生糸を受け入れるというこ

とはとめております。従つて、現在の

ようには糸がたまつて参ると、九条の二

度によつて新たに保管会社がこの買入制度と

いふものは、制度はござりますが、事

実上はストップしておるわけでござい

ます。この制度は、将来政府の糸が相

当出払いまして、輸出適格生糸をこう

いう制度によって買入され補充すると

は事実上は眠つておるわけでござい

ます。

以上が、現在の制度に盛られてゐる

最低価格による政府直接買入と九

条の二による輸出適格生糸の特別買

入でございますが、今回の改正案に

よつて追加いたす買入方法は、次

のような考え方のものでござります。

これは九ページの中ほどから書いて

ございますが、「輸出価格安定のため

の輸出適格生糸の特別買入」、これは

今四九条の三という条項によりまして

新しく追加いたすものでございま

す。これは、先ほどの九条の二による

輸出適格生糸の特別買入と、制度

の形は非常によく似ておりますが、あ

とでも申し上げますように、その運営

の方法において若干違つておりますの

で、以下御説明申し上げます。(輸出価

格安定のための輸出適格生糸の特別買

入(法第九条の三)」では、政府は、輸

出適格生糸の価格の異常な変動を防止

して、その輸出価格を安定させるため

は、輸出適格生糸を保有しようという

必要があるときは、保管会社が売り戻し条件付で買入され保有した輸出適格生糸のうち、買入されてから六ヶ月以内に売り主に買入戻されなかつたものを買入とることができます。これは、

その保管会社を使って保管会社が一ペ

月たつても買入戻されなかつたもの

は、政府へ入つてくるという経過をた

どるわけでございます。これは、保管会

社の買入価格は、十九万円とし、

これは最低価格相当額——買入後六ヶ月を経過して政府が引き取る価格

は、その買入価格に保管費用を加えた額とする。会社が保管期間中に売

り主に売り戻す場合の価格は、保管期

間に応じて計算した保管費用を加えた額とする。これは、先ほどの九条の二の特別買入と、この辺は同じでござります。

それから買入対象生糸は、従来の特

別買入の対象に準じてきめる。こ

れも、先ほどの特別買入のところ

に十八銘柄がきめてございますが、大

体これに準じてきめるつもりでござい

ますが、最終的には多少これよりもし

ばる必要があるかとも考えられます。

それからニが、従来の特別買入入

度と違つておるのでございまして、これ

は、保管会社が買入れることができ

る数量は、農林大臣の定める数量を限

度とするが、保管中の生糸が売り戻さ

れ、または政府に売り渡された場合に

は、その相当量を再び買入れるこ

とができるようになります。という意味は、先

ほどの九条の二によりまする買入

は、輸出適格生糸を保有しようとい

買い入れ方法でありますので、一定の

数量まで輸出適格生糸が政府及び保

管会社にたまつて参りますと、そこで

おしまいになるわけであります。今

は、それを繰り返しこのワクを使って

一定の数量にあらかじめきめておきま

して、そのワクの範囲内におきまして

会社が扱いますワクというものを、

一定の数値にあらかじめきめておきま

して、そのワクの範囲内におきまして

政府へ入つていく一つのパイプを、常

時ここへ設定しておこうという考え方

でございます。そのところが、従来

のものと非常に変つております。従来

のものに對して著しく変つておる点で

ござります。そのところが、従来

のものと非常に変つております。従来

のものと非常に変つておる点で

ござります。そのところが、従来

のものと非常に変つておる点で

本日は、これをもつて散会いたし

ます。午後四時十三分散会